

広島県土地造成事業管理規程第四号

広島県土地造成事業公用文に関する規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業公用文に関する規程

土地造成事業の公用文の種類、書き方、文体、用字、用語、書式その他公用文の作成に
関しては、別に定めるもののほか、公用文に関する規程（昭和五十七年広島県訓令第1号）
の例によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。